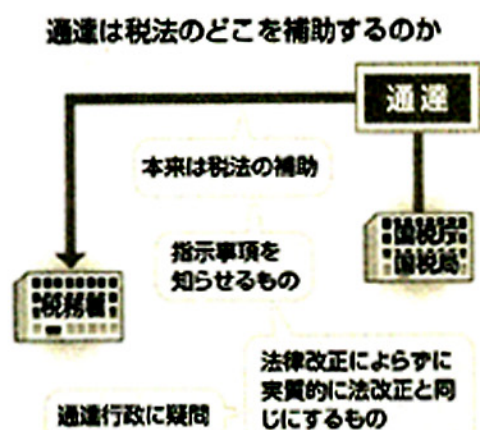


税金をゴマかしてはいけません。合法的な節税は文句を言われる筋合いのものではありません。そこで、どうやれば節税になるのかと、いろいろと考えることが必要になります。

しかし、節税法が多くの人に知られ、その金額が無視することができないほどになってくると、税務当局は何とかしてその対策をつぶしかかってくる。そのときに「通達」によって税務取扱を変更するという手を使うのです。税法によってどのように適用するかを示すもので、通達によって補充しているということになっていきます。この通達の量がばかにならないほど多いのです。

たとえば、所得税の通達に、社員旅行が四泊五日以内であるときに限って給与としての課税をしないという規定があります。



これは、ぜいたくな福利厚生費を規制するという趣旨のもので、ぜいたくかぜいたくではないかを通達で決めていくところがコワイといえはコワイところではあります。

自分たちの都合で税法を解釈していいのか、となるからです。法律改正によらない通達による実質的な法改正は疑問が多いものと以前から問題

になっているところではあります。

通達は、どのようなものかという点、あくまでも行政庁が所属している機関に指示事項を知らせるための文書という位置付けしかありません。税金でいえば、国税庁や国税局が税務署に対しての指示を伝えるための文書ということになります。つまり、あくまでも内部文書でしかないのです。

税務署に対する内部的な文書にすぎないものだから、厳密に言えば、それに従う義務はないといえるのです。

■ 通達に従わなくてもいいというのが……

税務署は通達の内容に従って徴税する義務があるということになりますから、納税者は通達に従わなくてもいいということになっていても、現実の場面においては税務署に逆らうのは難しいことでしょう。結局のところ、通達に従わされることになってきます。

日本は租税法主義をとっており、法律とその定める条件、つまり、政令・省令によらなければ租税を変更できません。したがって、税務当局の内部の連絡文書である通達を税法の改正として考えることなどできるものではないのです。

その通達は、大きく分けて二種類あり、一つが執行通達といわれ、税務の手続きなどについての指示で、納税者にはあまり関係のないものです。問題はもう一つの解釈通達です。これは文字どおり税法の解釈を統一することを目的とするもので、解釈の違いによって現場が混乱しないようにするためのものです。